

令和元年度 第6回あさぎり町農業委員会総会議事録

招集年月日	令和元年9月10日(火)					
招集の場所	あさぎり町役場 2F 大会議室					
開閉会日時 及び宣告	開会	令和元年9月10日 午後1時30分			会長	杉下 和治
	閉会	令和元年9月10日 午後1時55分			会長	杉下 和治
応(不応)招委員 及び出席並びに 欠席委員 出席 21名 欠席 5名 ○(出席) ×(欠席) △(遅刻)	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	深松 守	×	14	的射場 洋一	○
	2	橋口 丈一	○	15	石山 孝史郎	○
	3	中村 金一	○	16	落合 武士	○
	4	村田 新一	×	17	井手 久美子	○
	5	吉田 利明	×	18	廣瀬 孝喜	○
	6	城本 康志	○	19	樅木 徹郎	×
	7	藤本 勇二	×	20	濱田 定武	○
	8	松本 廣幸	○	21	宮原 久子	○
	9	上野 勇一郎	○	22	福永 高嗣	○
	10	恒松 純生	○	23	林田 樫臣	○
	11	豊永 安茂	○	24	平川 勇	○
	12	田崎 洋一郎	○	25	重信 洋一	○
	13	多田 喜一郎	○	26	杉下 和治	○
議事録署名委員	10番 恒松 純生 11番 豊永 安茂					
出席した 農業委員会職員	事務局長 船津宏 課長補佐 高田真之 参事 大岩亜記					
議事日程	日程第1 会議録署名委員の指名 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について 日程第3 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について 日程第4 議案第2号 農地利用集積計画(第9回)の決定について					

開会 午後1時30分

- 農業委員会事務局長（船津 宏君） それではすみません。時間も過ぎておりますので、始めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。それでは御起立をお願いいたします。礼。ご着席ください。それではただいまから、令和元年度第6回総会を開会いたします。初めに、杉下会長より御挨拶をお願いいたします。
- ◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、皆さんこんにちは。暑い日が続いておりますけれど、いろいろ仕事になり、それぞれの活動に頑張っていたきたいと思います。本日は、村田委員、それから樫木委員、深松委員、吉田委員、藤本委員より、欠席届が出ております。出席委員は26名中21名で、定足数に達していますので、総会は成立しております。これより議事に入ります。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名委員の指名

- ◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本会議の議事録署名委員は、あさぎり町農業委員会会議規則第17条の規定によって、10番恒松純生委員、11番豊永安茂委員を指名いたします。

日程第2 報告第1号

- ◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についての報告を行います。事務局の報告を求めます。
- 農業委員会課長補佐（高田 真之君） はい。それでは、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、それでは報告いたします。資料2ページ目、左側をごらんください。今回は、3件の合意解約となっております。解約理由につきましては、申請番号54番は、農地中間管理事業貸し付けのため、申請番号55番から56番が、所有権移転のためとなっております。以上で報告を終わります。
- ◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。ただいまの報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。特に発言はないようですので、以上で報告第1号を終わります。

日程第3 議案第1号

- ◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第3、議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。
- 農業委員会事務局長（船津 宏君） はい、農地法第5条の許可申請について説明いたします。資料は2ページからになります。今回は2件の審議をお願いいたします。最初に申請番号11番ですが、資料は2ページの右側から10ページにかけてとなります。譲渡人は町内の個人の方で、譲受人は町内の法人となります。転用する土地としましては一筆で、地目・現況ともに田、転用面積は2,157㎡のうち、184㎡となっております。設定する権利の内容としましては、使用貸借で転用の目的は、5ページ右側の事業計画書、それから6ページ、右側に始末書を付けてあります通り、平成19年に、堆肥舎の建設の許可を受け、5条許可を受けておられたんですけども、建築されたんですけど、許可の敷地内に収まっていないことが今回判明したため、以前の許可面積を超える部分について、転用申請されるものです。申請地は農用地区域内ですが、農業用施設用地として用途変更を済ませてありまして、8ページ左側の排水計画図を付けておりますが、これの着色、黒に塗っている部分ですね。この地図で言いますと、左側、北側の方が道路になります。黒く、道路から矢印してあるところの、黒く塗ってあるところまでが、実際に建てられた堆肥舎の部分で、建てる

時に許可を受けていたのは、この黒塗りのところの左側までしか許可を受けられてなかったところに、はみ出して堆肥舎を建築されていることが今回判明したので、このおおよそ3メートル部分の南側に、はみ出している部分について、今回転用申請をされて、追加許可をお願いされる分です。この図にありますように、雨水の排水は北側の水路へ自然排水となっております。9ページに、土地の使用貸借契約書と、それから以降法人の定款及び全部事項証明の抜粋を掲載しております。10ページの左側が、土地改良区の意見書と農用地の証明、右側に平成19年に許可を受けられている、5条申請の許可書の写しを載せております。既に設置されている施設について、農地法に適合していない部分が判明したため、始末書等も添えて違反部分に関して、今回追加で許可を取得するものであることなどから、許可相当と判断しております。次に、申請番号12番ですが、資料は11ページから17ページにかけてになります。譲渡人は町外の個人の方、譲受人は町内の個人の方です。転用する土地としましては、一筆で地目は畑、現況は休耕地となっております。転用面積が945㎡となっております。設定する契約としては所有権移転で、全体で370万5,000円です。転用の目的は歯科医院、個人の歯科医院の新築です。12ページからの地図をごらんください。申請地は、水道管、下水道管が埋設されている町道の沿道で、かつ500m以内に南稜高校と青空幼稚園があり、農用地区域の除外地で、市街地化の傾向が著しい区域内にあるとされる、第3種農地となります。申請人は、同地区内で歯科医院を営業しておりますが、貸し主の事情で退去しなければならなくなり、期限も迫っていて、早急に建築する必要があるとのこと。歯科医院の立地条件や、駐車場の広さなどを考慮してほかも探しましたが、条件に一致する土地がほかにありませんでした。13ページの右側から事業計画書、14ページに資金計画書、金融機関の融資証明等を掲載しております。15ページの右側の配置図にありますように、今回の面積は全体で945㎡ですが、従業員及び来客用の駐車場とその通路が必要なため、この面積となっております。排水計画については、汚水は町の下水道管へ、雨水は北側道路側溝への排水予定となっております。南側の隣接地が農地と接しておりますが、平屋建ての歯科医院で周辺農地への影響もなく、許可相当と判断しております。以上で説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、事務局の説明が終わりました。午前中に、農地調査班第2班の現地調査がありましたので、申請番号11番の案件について、25番委員の重信委員より、申請番号12番の案件について、23番委員の林田委員より報告をお願いします。

◎25番委員（重信 洋一君） はい、25番重信です。11番の案件について説明します。今日朝から現地を確認してきましたが、この資料は13ページから、9ページまでですね。場所はですね、上総合運動公園から岡原に行く道がありますが、そのちょうど岡原境、上村と岡原境のところに、申請人の堆肥舎があります。もう10年前位に造られて、ちょっと場所が申請したのが少なかったようで、184㎡を新たに申請されまして、見てきたところ何ら以上ないと思いますので、審議方よろしくをお願いします。終わります。

◎23番委員（林田 樫臣君） 23番林田です。申請番号12番の案件について、説明を行います。地目が田となっておりますけれども畑だと思えます。資料に関しましては11ページから17ページ。地図が12ページから13ページになっております。JAくまのあさぎり支所の、道路挟んで南側の畑になります。12ページですね、右側の地図を見てもらえばわかるようにですね、道路の右左、宅地と雑種地になっております。何ら問題はないと思います。現在作物は、作付はされておられません。また除草剤散布がなされておまして、管理は定期的に行われているようです。個人の歯科医院ということですね、利便性もよくて、問題はないと思います。審議方よろしくをお願いします。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。農地法第5条の規定による、許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。最初に、申請番号11番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) 質疑なしと認めます。申請番号11番の案件について採決します。原案のとおり、決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、全員賛成です。したがって、申請番号11番の案件については、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付します。次に、申請番号12番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) 質疑なしと認めます。申請番号12番の案件について採決します。原案のとおり、決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、全員賛成です。したがって、申請番号12番の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

日程第4 議案第2号

◎農業委員会会長(杉下 和治君) 議案第2号、農用地利用集積計画(第9回)について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会課長補佐(高田 真之君) 議案第2号、農地農用地利用集積計画の決定について。それでは、利用権設定に係る分について説明いたします。資料は、19ページからご覧下さい。申請番号309番から316番は、期間満了に伴う賃貸借権の再設定です。申請番号317番から325番は、期間満了に伴う使用貸借権の再設定です。申請番号326番は、新規の賃貸借権の設定です。申請番号327番は、期間満了に伴う、転貸による賃貸借権の再設定です。続きまして所有権移転にかかわる分について、説明をいたします。資料は20ページ左側からをご覧下さい。今回の申請は1件で、申請番号61番は、相手方の要望により熊本県農業公社が借り入れをするものです。次に売買価格についてですが、申請番号61番の買入れ価格は、10アール当たり30万円です。以上の件については、農業経営基盤強化法促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。21ページから24ページにかけて、申請地位置図・利用権設定等状況一覧表と農用地利用集積計画総括表を合わせて載せております。なお、申請位置図は61番の農地のみ掲載しております。以上で、説明を終わります。

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。議案第2号、農用地利用集積計画(第9回)についての説明が終わりました。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) 質疑なしと認めます。これから議案第2号、農用地利用集積計画(第9回)についての採決をいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり決定しました。これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。令和元年度あさぎり町農業委員会第5回総会を閉会いたします。

●農業委員会事務局長(船津 宏君) ご起立願います。礼。

閉会 午後1時50分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名・押印する。

令和 年 月 日

あさぎり町農業委員会 会 長 杉下 和治

あさぎり町農業委員会 署名委員 10番 恒松 純生

あさぎり町農業委員会 署名委員 11番 豊永 安茂